

不利益処分の処分基準

処 分 名		原状回復等の措置の指示等		
根拠法令及び条項		都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 10 条		
所 管 部 課 名		建設部 緑化公園課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市都市公園条例(昭和 44 年条例第 23 号)第 15 条第 1 項		
	基 準	・ 法第 5 条第 2 項、第 6 条第項、第 3 項の許可を受けたもの 条例第 9 条 ・ 公園施設の措置若しくは、管理する期間及び占用期間の満了 ・ 原状の回復又は不適當な場合の措置に対する必要指示 ・ 10 年以内（法第 6 条第 4 項）		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				